

「知多半島の有料道路 ETC 乗り放題」利用約款

(通則)

第1条 本約款は、愛知道路コンセッション株式会社（以下「当社」という）が実施する「知多半島の有料道路 ETC 乗り放題」（以下「本商品」という）について適用します。

(対象車両)

第2条 本商品は、当社が定める供用約款にて通行が可能な普通車及び軽自動車等（小型特殊自動車除く）の2車種（車種区分は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第23条第2項の規定に基づき当社が愛知県道路公社に届け出た車種区分によるものとする。）が対象です。ただし、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されている自動車（いわゆる事業用自動車）、外見上営業のために使用していることが明らかである自動車（いわゆる営業車）及び道路運送法第80条第1項の規定に基づく許可を受けた自家用自動車（いわゆるレンタカー）は対象外になります。

(利用期間等)

第3条 本商品の利用期間は、令和4年5月以降の当社が指定する日を対象とします。

2. 利用期間以外の日に通じた場合は、通常料金（ETC 時間帯割引が適用される場合、ETC 時間帯割引適用後の料金。以下同じです。）をお支払いいただきます。
3. 利用期間に係る通行日時の判定は、出口料金所の通行日時をもって行います。

(申込方法等)

第4条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項および本商品の申込ページに記載の内容を承諾のうえ、本商品の利用予定日の3営業日前までに当社 WEB サイトからお申し込みください。本商品申込以前の走行については本商品の適用を受けません。なお、お申し込みの際は申込者の氏名、住所、メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号、ETCカード有効期限、車両番号（以下、これらを総称して「登録内容」という）を登録いただきます。

2. 本商品は、次の各号を満たさない場合は申し込みを無効とし、第8条に規定する区間を走行した場合においても、本商品の利用対象になりません。
 - 一. 本商品の申込が正しく行われ、申込内容と利用内容に誤りが無いこと。
 - 二. 本商品の利用時に有効な ETC カードにて申し込んでいること。
 - 三. 申し込んだ ETC カードが「ETC クレジットカード」、または「ETC パーソナルカード」であること。「ETC コーポレートカード」では本商品にお申し込みいただけません。

四. 申込車両が第2条に規定する対象車両に該当していること。

(受付番号)

第5条 本商品の利用申込が完了したとき当社は受付番号を発番し、お申し込み時に登録いただいたメールアドレス宛にその番号をメールで通知します。申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって登録内容を有効とします。

2. 受付番号は原則再通知しません。ただし、申込者本人から照会があり、当社が定める確認方法により本人確認ができた場合はこの限りではありません。

(登録内容の変更)

第6条 申込内容の変更（例：利用日の変更、車両の変更等）をご希望される場合は、利用予定日の2営業日前までにお問い合わせメールアドレスへ、申込番号と申込者氏名をメール本文に記載のうえ必ずご連絡ください。（ryoukin_support@arcc.jp）

(利用方法)

第7条 本商品は、事前申込した利用日の0時から同日の23時59分（出口通過時間）までに限り、知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路（以下「対象路線」という）を回数制限なく通行できます。

2. 本商品を利用する場合は、登録したETCカードかつ車両で通行してください。かつ、料金所を通行する際は登録したETCカードを車載器に挿入してください。登録したETCカードまたは車両と異なるETCカードまたは車両で通行した場合、各通行について当該車両における車種区分の通常料金をお支払いいただきます（本商品は適用されません。）。
3. 本商品は、入口並び出口料金所をETCレーンまたは混在（ETC／一般）レーンにてETC無線走行した場合のみ適用されます。
4. 入口料金所のETCレーンまたは混在レーンが点検等によりご通行いただけない場合は、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」という）で通行券を受け取り、出口料金所においては混在レーンまたは一般レーンの料金所係員へ登録したETCカードと入口で受け取った通行券をお渡しください。出口料金所に料金精算機が設置されている場合（出口料金所に係員がいない場合）は、係員呼出ボタンを押して係員へお申し出ください。
5. 出口料金所のETCレーンまたは混在レーンが点検等によりご通行いただけない場合は、一般レーンの料金所係員へ登録したETCカードをお渡しください。料金精算機が設置されている場合は、係員呼出ボタンを押して係員へお申し出ください。

(利用可能区間)

第8条 本商品の対象となる通行は、利用可能期間において対象路線内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ対象路線内のいずれかのインターチェンジで流出する通行とします（回数に制限はありません）。

2. 対象路線外の通行や、対象路線外のインターチェンジで流入し、かつ流出された場合はその通行区間の通常料金をお支払いいただきます。

(料金および請求)

第9条 本商品の料金は1日（利用日の0時から同日の23時59分まで）のご利用で1,000円（税込）です。

2. 当社は、お客様の本商品ご利用日における対象路線内の初回通行に対して、本商品の料金を一括で請求します。なお、料金所通行時に路側料金表示器や車載器による料金音声などは通常料金を案内しますが、本商品の対象となる通行はETCカードにより決済される時には、本商品の料金のみをいただきます。ただし、対象路線外の通行がある場合は、該当する区間の通常料金が発生いたします。

3. WEB上のETC利用照会サービスからご確認いただける利用証明書や利用明細は、確定後はお客様の本商品ご利用日における対象路線内の初回通行のみ表示され（初回通行に対して1,000円が請求される形式で表示）、2通行目以降については表示されません。ただし、対象路線外の通行がある場合は、利用した区間の証明書や明細も表示されます。

(他の割引との適用関係)

第10条 本商品は、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障がい者割引など）と重複して適用されません。

2. ETCマイレージサービスを利用することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」という）は、本商品の利用金額に応じて付与されます。

3. お申し込み時に登録したETCカードにETCマイレージサービスの還元額がある場合は、本商品の料金のお支払いにご利用いただけます。

4. ETCマイレージサービスの還元額による本商品の料金のお支払いに対しては、マイレージポイントは付与されません。

(適用対象外及び無効)

第11条 各通行が次の各号いずれかに該当する場合は本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常料金をお支払いいただきます。

一. 登録したETCカードと異なるETCカードで通行したとき。

二. 登録した車両と異なる車両で通行したとき。

三. 登録した利用日と異なる日に通行したとき。

- 四. 利用期間に含まれない対象外の日に入口・出口料金所を通行したとき。
 - 五. 対象路線外を通行したとき。
 - 六. 利用日当日に登録した ETC カードの有効期限が切れていたとき。
2. 本約款に定める事項および本商品の申込ページに記載の内容に反する本商品の利用が発覚した場合は、本商品の申し込みを無効とし、利用日の全ての対象路線内通行にかかる通常料金をお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条の規定に基づき、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

(解約等)

- 第 12 条 本商品の申込を解約（キャンセル）する場合は、利用予定日の 2 営業日前までにお問い合わせメールアドレス（ryoukin_support@arcc.jp）へ、申込番号と申込者氏名をメール本文に記載のうえ必ずご連絡ください。
2. 前項に基づき解約されていない場合でも、利用予定日に対象路線内を通行しなかった場合は、お申し込み時点に遡って解約されたとみなし、本商品の料金が請求されることはありません。
 3. 登録内容に基づき利用予定日に対象路線内を通行した場合、本商品の料金を全額お支払いいただきます。途中解約、払い戻し並びに一部返金はいりません。実際に通行した区間の通常料金の合計が本商品の料金を下回る場合においても、払い戻しや差額の返金はいりません。

(アンケートの実施)

第 13 条 当社は本商品等について申込者に対してアンケートを実施することがあります。

(個人情報の保護)

第 14 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

- 第 15 条 当社は次の各号のいずれかに該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。
- 一. 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
 - 二. 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害並びに事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
 - 三. 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害並びに事故により、

- 本商品の申込者の個人情報漏えいし、改ざんまたは窃取されたとき。
- 四. 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
 - 五. 積雪による通行規制により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
 - 六. 車両の故障など、当社の責めに帰することができない事由により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

- 第 16 条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。
2. 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。
 3. 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

令和 4 年 5 月 1 日 愛知道路コンセッション株式会社